

TOKYO ETHICAL

ACTION PROJECT

パートナー企業・団体募集について

「TOKYOエシカル」の

パートナー企業・団体を募集します！

地球環境や社会問題に関して、都民の意識が高まっています。

エシカル消費を知り、関心を持ち、行動するためには、

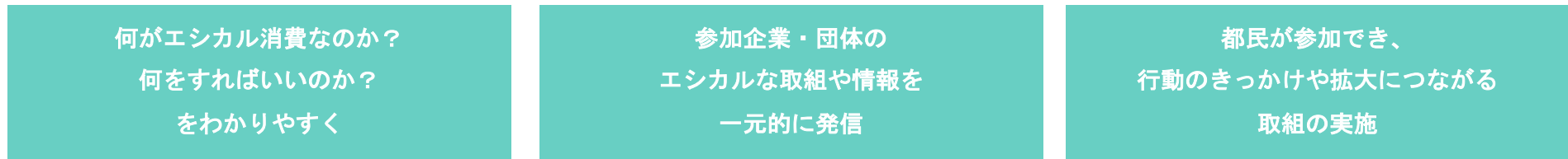
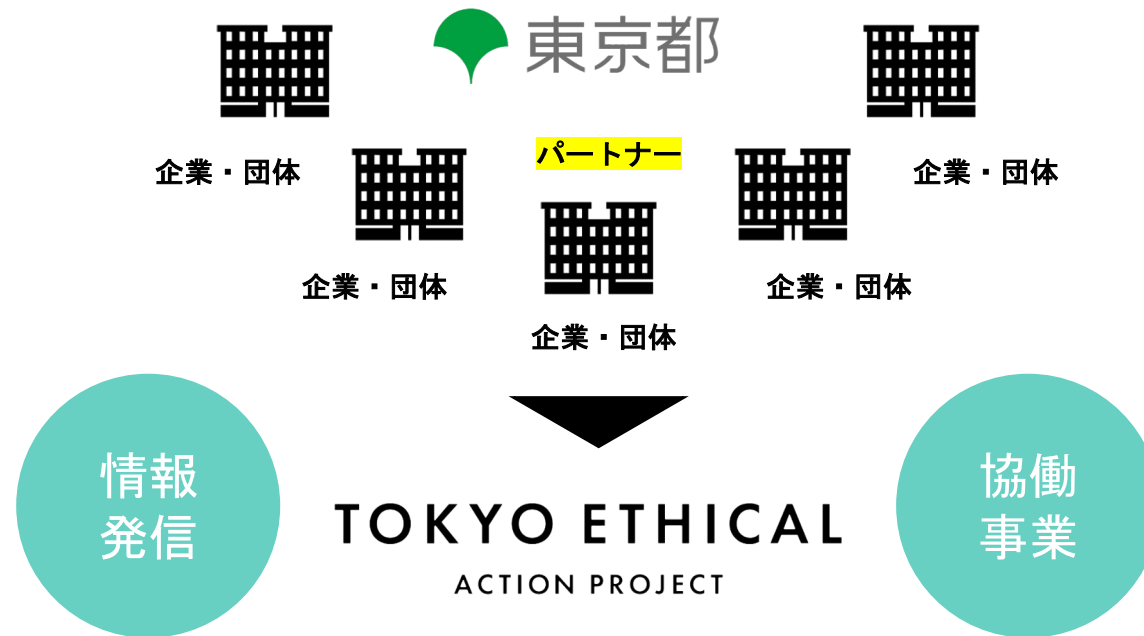
「何がエシカル消費につながるのか」「自分の身近な場所でやれること」などの
情報をわかりやすく発信するとともに、

「実践できる環境」を創ることが重要となっています。

東京都は、**2022年12月から**、都民が、エシカル消費を身近に感じ、具体的な行動につなげることを目的として、
SDGs・エシカル消費に資する取組を実施されている約160（2023年5月末現在）の民間企業・団体の皆様とともに
エシカル消費を日常にするための社会的ムーブメントを創出するプロジェクトを展開しています。

今回新たにご参加いただく企業・団体様も含め、パートナー企業・団体の皆様と、エシカル消費に係る情報提供や体験の場の提供などの協働事業を実施することにより、エシカル消費を実践しやすい環境の構築と機運醸成を目指していきます。

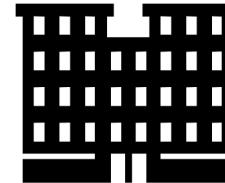
ぜひ、力を合わせて、持続可能な社会の実現に向けて、エシカル消費を推進していきませんか？



SDGs達成2030年

カーボンハーフ、
食品ロス半減、
廃プラ削減・・・

都民



企業・団体

エシカル消費が当たり前

持続可能な循環を形成

SDGs・エシカル消費に
資する取組を多くの企業・団体が実施

TOKYOエシカルの取組

2022年12月のプロジェクト開始から

パートナー企業・団体の皆様と連携し、**ホームページやSNSでの情報発信**や
エシカル関連イベントでのブース出展などを実施してきました。

2023年度は、プロジェクトの活動をさらに拡充し、

エシカルマルシェの開催や**子供向け企画**などの協働事業の実施、

パートナー企業・団体の皆様の**交流の場**の創出などに取り組む予定です。



TOKYOエシカルホームページでパートナー様の取組を発信



エシカル関連イベント出展の様子（2023年2月開催「NEW ENERGY TOKYO」TOKYOエシカルゾーン）

パートナー募集につきまして

本プロジェクトの趣旨に御賛同いただき、

本プロジェクトに御協力・御参加いただける企業・団体の皆様を、

「TOKYOエシカル」の「パートナー」として広く募集します。

御参加要件

○本プロジェクトの目的及び活動内容に御賛同いただける企業・団体様

(別紙のいずれにも該当しないことをご確認ください。)

ここでいう企業・団体様は、都内において後述の活動を行うものとし、(都内における活動に加えて、都外において活動を行うことを妨げるものではございません。)。なお、法人格のない任意団体は除きます。

<本プロジェクトの目的>

エシカル消費の推進に積極的な企業・団体の皆様と連携し、都民の方々への働きかけを継続的に行うことで、(人や社会、環境に配慮した消費行動である)エシカル消費を日常にするための社会的ムーブメントを創出することを目的とします。

<活動内容>

- ①上記の目的を達成するため、幅広く様々な場面で一般の消費者の皆様に対し、エシカル消費の普及啓発や、エシカル消費を実践しやすい社会をつくっていくための活動を実施いただけること。
- ②本プロジェクトのWEBサイト・SNS等における自社・団体の活動に係る情報発信へ御協力いただけること。
(取組内容、商品・サービスに関する情報の提供、記事作成のための取材対応など)
- ③エシカル消費及び本プロジェクトに係る都民等への情報発信等へ御協力いただけること。
(自社・団体のWEBサイト・SNSその他広報媒体での情報発信、店舗・イベントでの掲示など)
- ④本プロジェクトの協働事業の検討・実施・展開へ御協力いただけること。
- ⑤自社・団体内におけるエシカル消費に係る理解促進を実施いただけること。(本プロジェクトについての情報共有、従業員等への研修など)

(次頁もご確認ください。)

別紙

- 一 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- 二 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者
- 三 前二号に掲げる者 から委託を受けた者並びに前二号に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- 四 東京都契約関係暴力団等対策設置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付61財経庶第922号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中の者
- 五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第2条に規定する営業を行う者
- 六 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
- 七 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）、公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定められるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁固以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- 八 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- 九 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例第215号）（建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止）違反がある者
- 十 都の指名停止措置を受けている者
- 十一 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- 十二 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

参加の取消

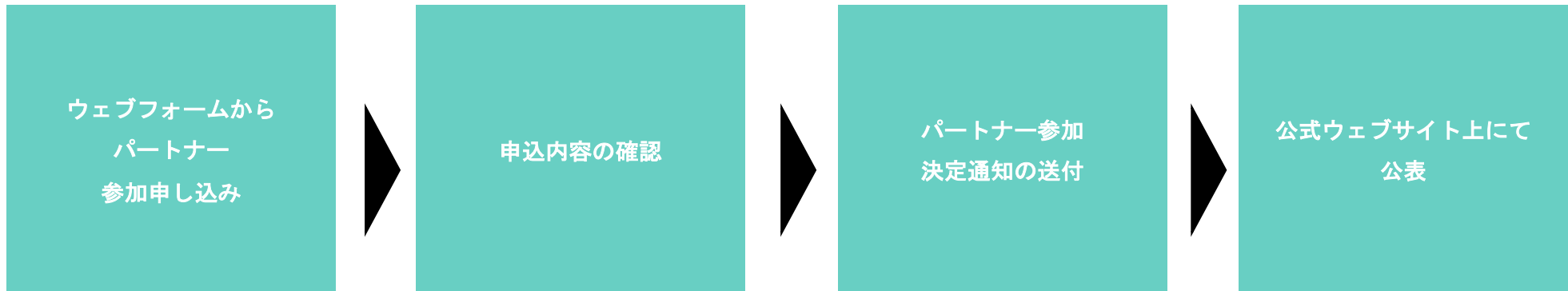
東京都は、参加企業・団体様におかれまして、次の各号のいずれかに該当するときは参加を取り消す場合がございます。

- 参加要件を満たさなくなったと認められるとき。
- 明らかにエシカル消費の理念に反する行為が認められた場合や、本プロジェクトのイメージを損なうと認められる行為を行ったとき。
- 他の参加企業・団体様又は第三者の利益を害すると認められる行為を行ったとき。
- 本プロジェクトの目的に違反したと認められる行為を行ったとき。
- 虚偽の申込みを行ったとき又は虚偽の申込みの疑いがあると認められるとき。
- その他都が必要であると認めるとき。

なお、東京都は参加を取り消された者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

年度ごとに参加の継続のご確認をいたします。

申込フロー・スケジュールについて



ご不明な点は事務局メールアドレスまでお問い合わせください。

必要に応じて、事務局から確認のご連絡をさせていただきます場合があります。

都から決定通知と一緒に承諾書様式をお送りします。後日、承諾書の返送をお願いします。

※申込から参加決定まで1カ月程度かかります。

TOKYOエシカルアクションプロジェクト事務局
(株式会社ジェイアール東日本企画内)

メールアドレス : contact@ethical-action.tokyo

営業時間 : 10:00~18:00 土日祝日除く (イベント等実施の場合は適宜対応)